

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
特例に関する条例の一部を改正する条例案

本案を別紙のとおり提出する。

平成31年3月13日

大阪市会議長 角 谷 庄 一 様

提 出 者

岡 崎 太	西 川 ひろじ	山 田 正 和
山 下 昌 彦	守 島 正	木 下 誠
ホンダ リエ	大 橋 一 隆	丹 野 壮 治
田 辺 信 広	太 田 晶 也	北 野 妙 子
川 嶋 広 稔	黒 田 當 士	西 徳 人
杉 田 忠 裕	明 石 直 樹	土 岐 恭 生
山 中 智 子	井 上 浩	

(別 紙)

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
特例に関する条例の一部を改正する条例

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の特例に関する条例（平成20年大阪市条例第96号）の一部を次のように改正する。

「平成31年4月29日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

説 明

現在実施している市会議員の報酬月額の特例措置について、その期間を延長するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する。

(参 照)

┌ 傍線は削除
└ 太字は改正

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の
特例に関する条例（抄）

大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年大阪市条例第32号）に基づく市会議員の報酬月額は、平成21年4月1日から平成31年4月29日まで

平成32年3月31日

の間において、同条例第2条の規定にかかわらず、同条に規定する額からその100分の12に相当する額を減じた額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、同条例第5条第2項の規定による期末手当の額の算定の基礎となる報酬月額は、同条例第2条に規定する額とする。